豊田市 農業委員会だより

耕されている農地を、耕せるうちに、
耕せる人につないでいく

第20号
令和4年3月1日発行

乙部町・舞木町・本徳町の実質化された人・農地プラン作成を進めてきた推進協議会の皆さん

令和３年度に実質化された人・農地プランの作成がされたのは、乙部町・舞木町・本徳町の集落でした。この地区は、桃・梨等の果樹生産を主とした畑作地帯です。担い手の高齢化と後継者不足が懸念されており、新たな担い手の確保が必要です。地域の課題を解決するため農業委員・推進委員を中心に地域の皆さんで話合いを進めてきました。

農地中間管理機構を通じて中心経営体に農地を集約化する等の方針や里親制度を活用して将来の担い手となる新規就農者を育成する取組み等がプランの柱となりました。

編集 / 農業委員会広報委員会　発行 / 豊田市農業委員会
TEL 0565-34-6639 FAX 0565-33-8149
Email : noui@city.toyota.aichi.jp

特集

農地を守る仕事

農地利用最適化推進委員って何？

貴方の地区の推進委員を知って下さい

豊田市独自の地域密着型の配置体制

日々の継続的な活動を通じて農地を守る仕事を行います

■改正農業委員会法施行から5年を経過しました。農地利用最適化のため新設された農地利用最適化推進委員（略称「推進委員」）の仕事は、新たな段階での取組みを令和4年度から開始します。豊田市農業委員会の推進委員数は愛知県内では最多です。全国的にも地域活動に重点を置いた体制として評価されています。

■農地利用状況調査、農地パトロール、地区の話合い参加、農地集積・集約の仲介、農地相談等、日々の継続的な活動の中で農地を守る仕事を行っています。

地区割と推進委員の顔を覚えていただき、困った時には相談を

■推進委員の仕事は地区の受持ちが決まっています。受持ち地区の定期的なパトロールを実施し、農地に関する皆様の困り事相談に応じることもできます。

農地利用最適化推進委員	45人（地区割）
農業委員	19人（市単位）
委員総数	64人

新たな農地利用最適化の考え方

耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人につないでいく

一度遊休農地にすると再度の復旧は困難です

■農地利用最適化の考え方に「耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人につないでいく」ことが、新しい目標になりました。遊休農地になる前に耕作できる人に橋渡しをすることを最適化の目標とします。

■また、個々の農地だけでなく、集落全部の土地を一括して農地中間管理機構を通じて、運営できる法人に任せる方法も目標にされました。

高岡・上郷地区

高岡地区

① 近藤和夫
（大島町）

② 中野　実
（堤町）

③ 原田好則
（若林西町）

④ 近藤守久
（竹元町）

⑤ 勝田清秋
（竜神町）

凡　例
数字　地区割
氏名
（　）居住地

上郷地区

⑥ 小山吉夫
（中田町）

⑦ 山内茂夫
（吉原町）

⑧ 山田延孝
（和会町）

⑨ 近藤智鉱
（和会町）

⑩ 髙橋道明
（畝部東町）

⑪ 深津峰男
（渡刈町）

山林化した農地・遊休農地の農地利用状況調査を実施中

令和４年度は、小原・稲武・松平・足助等の中山間地域を対象とします

■昨年９月より全市の遊休農地調査を、11月より上郷・高岡・豊田・高橋地区等平野部の山林化した農地の利用状況調査を行いました。現在も調査を実施中です。引続き令和４年度も未実施の中山間地域で山林化農地の調査を実施する予定です。

再生困難農地は、非農地通知を発送しています

■利用状況調査により山林化等、農地として利用することが困難と判断された土地は、非農地として農業委員会の農地台帳から除外します。また農地所有者の方に逐次非農地通知を発送しています。この非農地通知を名古屋法務局豊田支局に持参して地目変更登記申請を行えば、登記簿の地目変更ができます。

■山林化した農地の調査は、全市で約１万５千筆を対象としています。適正な農地を保全し、再生困難農地の存在を放置しない対策です。

小原・旭・稲武地区

小原地区

① 鈴木博隆
（永太郎町）

旭地区

③ 市村好幸
（池島町）

稲武地区

⑥ 大島年春
（川手町）

② 加藤信行
（李町）

④ 鈴木順三
（大坪町）

⑤ 松井秀樹
（槙本町）

⑦ 松井　晃
（桑原町）

逆転の発想

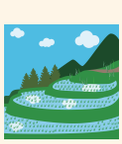

農振除外で農地を守る？

■山村地域（旭・足助・稲武・小原・下山地区）では、人口減少が進み、農地を守る人の絶対数が足りません。そこで、定住を促進し、将来の農業の担い手の確保を図るため、この地域では開発が難しい農用地区域であっても、移住して家を建てるための農振除外の審査が緩和されています。また、山村地域の各支所で相談に乗ってもらうことができます。目先の農地保護でなく、将来の農地を守る施策です。

農家でなくても最初から農地が持てる？

■市の山村地域等（旭・足助・稲武・小原・下山地区の全域及び石野・猿投・高橋・藤岡・松平地区の一部）では、市の空き家情報バンクで空き家を買う場合に限り、遊休農地解消、新規就農促進のため、農地が持てます。空き家等に付随する農地1アール以上10アール未満を取得する場合、農家要件が不要になります。通常は、農家要件として年間従事日数60日以上、経営面積10アール以上がないと農地は取得できません。

保見・猿投・藤岡・石野地区

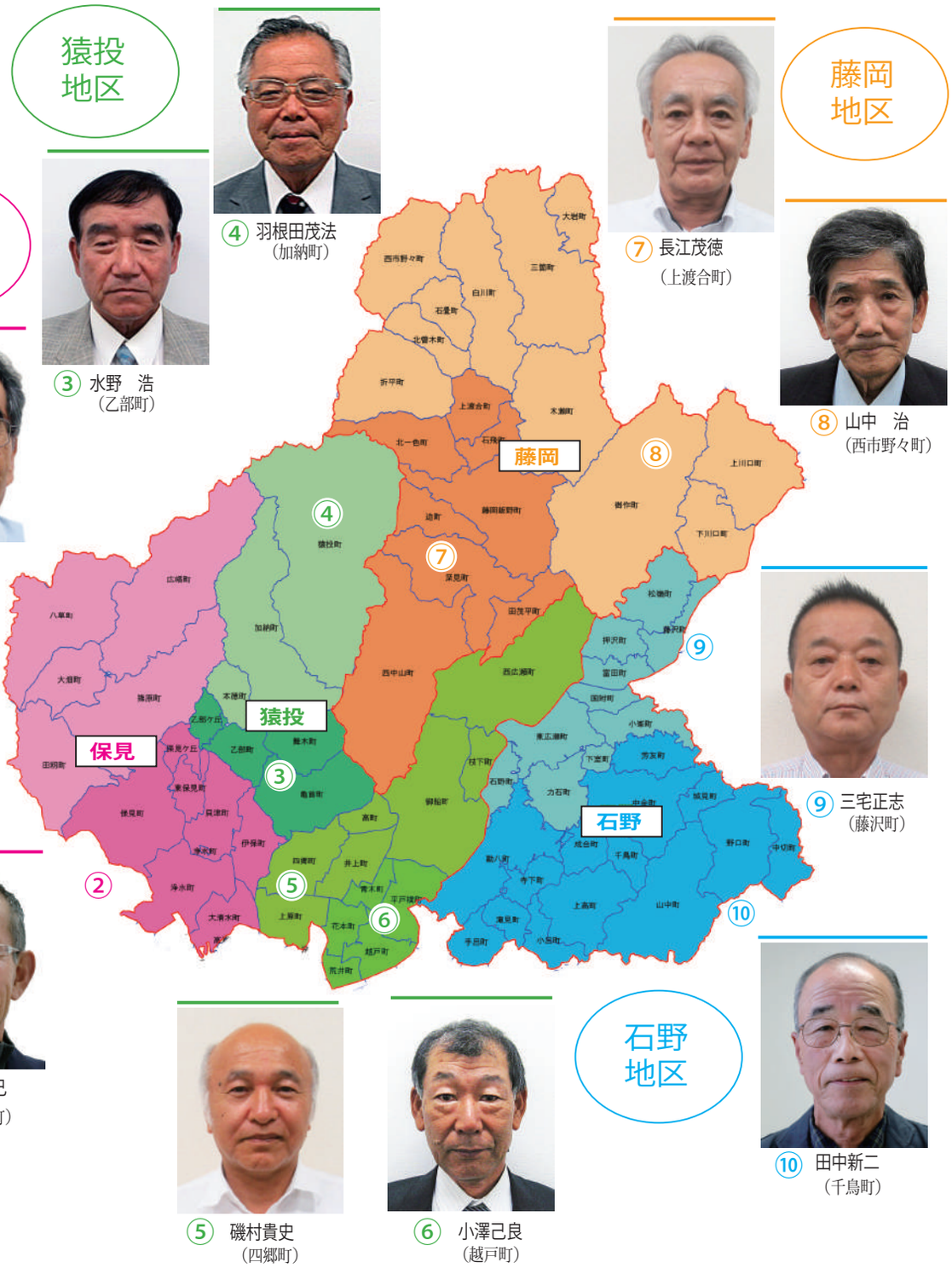

令和3年度の人・農地プラン

乙部町・舞木町・本徳町のプランが実質化されました

■梅村逸次農業委員、水野浩推進委員が中心となって進めてきた、人・農地プランが、令和3年12月27日、豊田市から承認されました。令和3年度に新規で実質化されたプランはこの集落1件のみでした。既に実質化されたプランの更新確認は19件でした。

令和２年度までに人・農地プランを実質化した地区・集落一覧

地区	地域（集落）
豊田地区	全体
高橋地区	手呂
	川田町
上郷地区	全体
高岡地区	全体
猿投地区	猿投町
保見地区	伊保町・貝津町・保見町 東保見町・篠原町
石野地区	成合
藤岡地区	西中山南部

地区	地域（集落）
小原地区	小原田代
旭地区	押井
	東萩平
稲武地区	大野瀬集落
足助地区	岩谷
	西樫尾・上切山
松平地区	真垣内
	石楠
	豊松町
	酒呑
下山地区	該当無

足助・松平・下山地区

足助地区

② 倉田富夫（栃本町）

③ 宇井正法（月原町）

④ 青山富貴夫（葛沢町）

⑤ 加納一範（怒田沢町）

① 青木日出夫（国閑町）

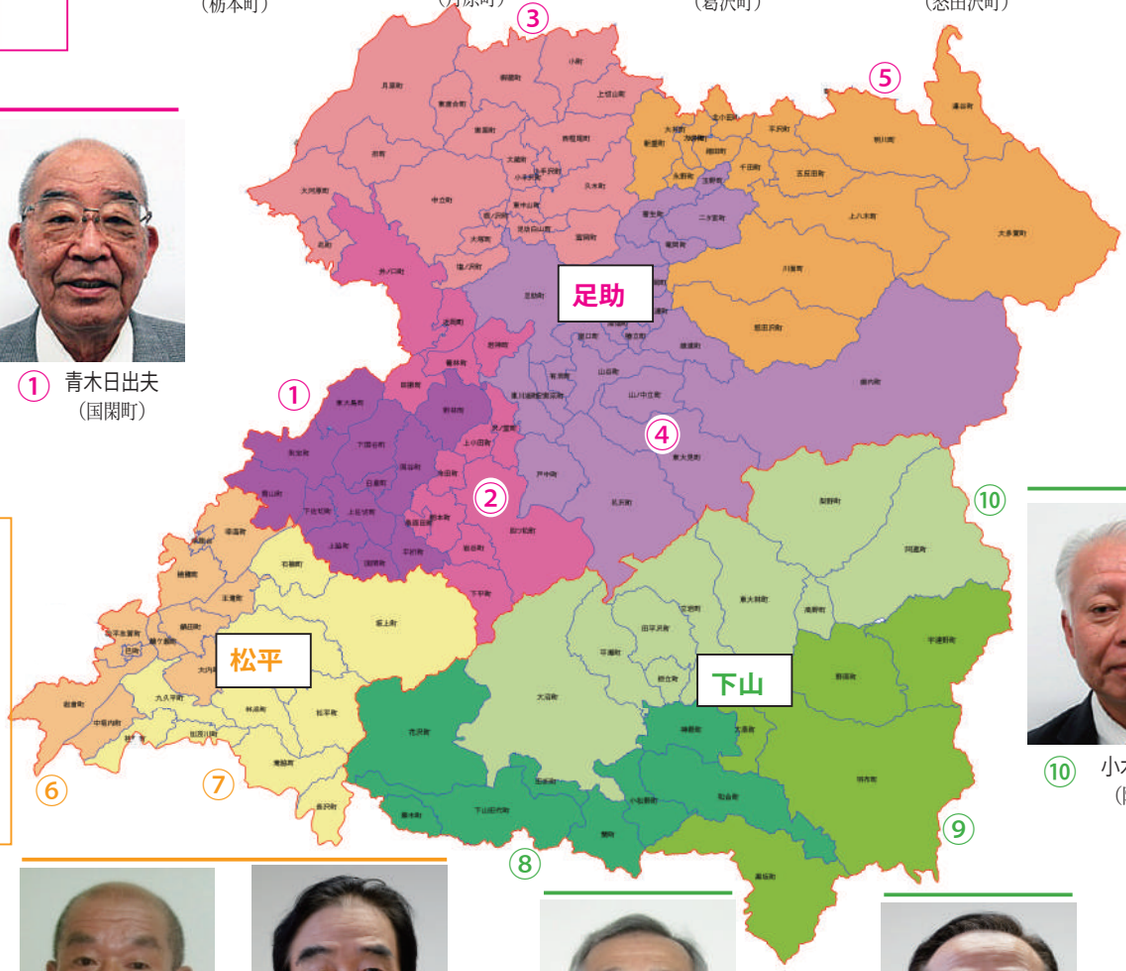

松平地区

⑥ 鈴木　正（幸海町）

⑦ 加藤正道（林添町）

下山地区

⑩ 小木曽誠（阿蔵町）

⑧ 近藤清彦（花沢町）

⑨ 倉地雅博（黒坂町）

農事組合法人設立

阿摺（あすり）

足助地区北部

■令和3年10月30日、足助地区の西樫尾町と上切山町の担い手・農業者が農事組合法人阿摺（あすり）の設立総会を開催しました。伊藤政和農業委員、宇井正法推進委員、安藤勲さんら関係者の尽力により法人化ができました。阿摺の組合名称は、昭和の大合併で旧足助町に編入された「阿摺村」に因んでいます。

■代表理事は伊藤政和さん、理事は安藤勲さん、宇井正法さん、柴田近夫さんです。監事は、三橋豊さん・山田広年さんです。当初計画上の経営面積は水田1.5ヘクタール、作業受託15～30ヘクタールとして今後の経営拡大と安定を図ります。足助地区では貴重な法人の担い手として期待されています。

▲発起人挨拶の伊藤政和さんと関係者記念写真

豊田・高橋地区

豊田地区

① 光岡　進
（本地町）

② 石川要一
（京町）

高橋地区

⑤ 鈴木正和
（高橋町）

⑥ 柘植和道
（岩滝町）

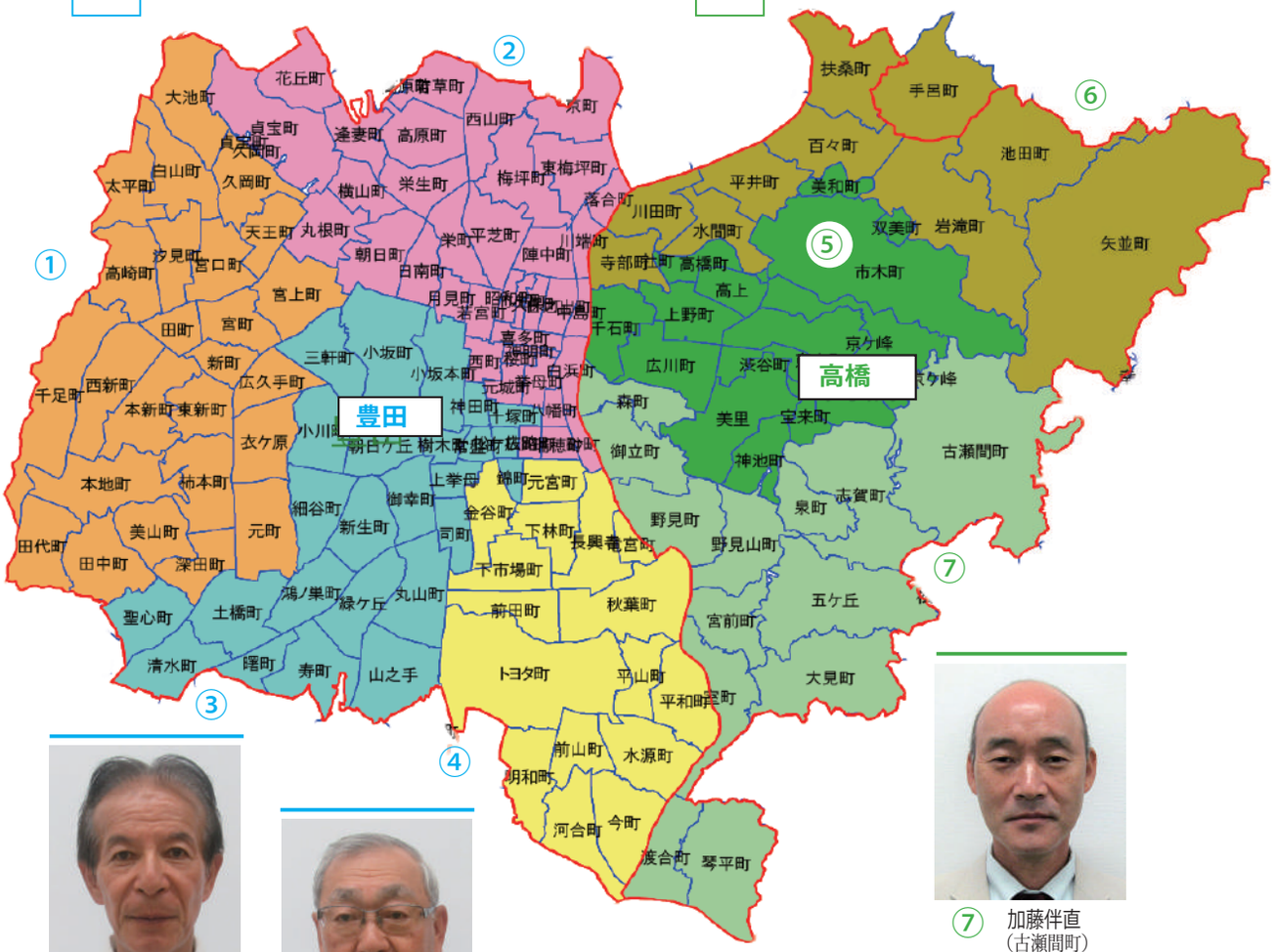

③ 神谷春博
（上挙母）

④ 日髙　茂
（下市場町）

⑦ 加藤伴直
（古瀬間町）

トピック Ⅰ

豊田市

特定生産緑地指定申出締切間近

■特定生産緑地制度は生産緑地の指定を受けている人が対象となります。令和4年12月で指定後30年を経過することになり、法改正により経過後も生産緑地を継続するには再度指定を受けることが必要になります。特定生産緑地の指定を受けた以後は、10年経過毎に指定延長の申出が必要となります。

■豊田市での指定申出意向は、生産緑地面積換算で73ヘクタールでした。指定手続きは、令和4年10月に開催予定の豊田市都市計画審議会を経て、令和4年11月に完了する予定です。

トピック Ⅱ

国の政策

農地中間管理機構の活用強化、デジタル化による「目標地図」の作成

■集落全体の農地を農地中間管理機構が借受、分散した農地を一団の形で担い手に貸出する集積・集約化方式を推進します。そのために、農家負担ゼロの機構関連農地基盤整備事業の延長と拡充、地域集積協力金等の活用強化等を図ります。

■農地情報の一元化とデジタル活用により10年後に目指すべき農地の姿を明確化します。今後、人・農地プランの中で、デジタルの「目標地図」作成を図ります。

豊田市農業委員会からのお知らせ

遊休農地の保全管理について

■遊休農地発生防止のため推進委員による農地パトロールや戸別訪問を実施しています。また、農業委員会事務局からは、遊休農地の利用意向調査の文書発送も行っています。

非農地通知を発送しています

■昨年より山林化した農地の調査を行っています。調査の結果、再生困難農地と判定した農地所有者の方に非農地通知を発送しています。受け取られた方は、名古屋法務局豊田支局で手続きをお願いします。

推進委員・農業委員 活動紹介

タブレット活用で効率的な現地調査

■今年度から推進委員の現地調査は、タブレットを使用して調査の効率化を図っています。現地で大きな地図を広げながら行っていた調査が、タブレットの地図を拡大・縮小することで、調査箇所の特定を早め、より正確な調査ができます。試行的な利用台数は7台ですが、今後増やします。

▲調査でタブレットを駆使する磯村貴史推進委員

農林水産省経営局長と意見交換会

■令和4年度に大きな農政の見直しがあります。そのため急遽1月14日、農林水産省経営局長が現場の声を聞きたいとのことで豊田市農業委員会を訪問されました。国の農業行政トップが直接訪れるような機会はまずありません。貴重な機会として豊田市農業委員会の状況説明と次年度政策見直しへの意見等を担当分野毎に行いました。

▲農業委員会長他、各分野毎に意見交換をしました。人・農地プラン作成に係わった委員も真剣に体験を話しました

農業者年金紹介コーナー

農業委員会総会 審議概要紹介

■農業委員会では、毎月開催の農業委員会総会において転用案件等を審議します。令和3年4月から12月までの調整区域内転用件数は、第4条（地主が農地以外に利用）が16件で、面積は約7千㎡、第5条（地主以外が農地以外に利用）が188件で、面積は約27万3千㎡でした。

届出制の、市街化区域内転用は、第4条が50件、約9万5千㎡、第5条が144件、約5万7千㎡でした。また、農地等を農地として売買や貸し借りする第3条の件数は、82件で、面積は約10万8千㎡でした。その他、生産緑地の主たる従事者証明8件や相続税の納税猶予に関する適格者証明願10件等を審議しました。

■また、同年4月から12月までの農用地利用集積計画の決定は、約51万7千㎡でした。内、中間管理機構への決定は、約13万3千㎡でした。

編集後記

■今年度は、推進委員さんの調査に同行して委員さんの業務を体験しました。また、中山間地域の獣害対策用の柵を立てて農地の保全活動を行う等、実際の現場作業を体験する機会が沢山ありました。貴重な経験ができ、今後も現場の実情を把握しながら、この体験を活かして、業務を行っていきたいと思います。（事務局　伊藤　寿信）

農業委員会 会長 雑記

■農林水産省経営局長とのヒアリング

連絡があって3日後、急遽農林水産省光吉一経営局長の現地ヒアリングを受けた。会長として色々聞かれるものと予想していたが、最初から思うことを話してくださいとの事で、エッと思わず怯んだ。思う事は述べたが、細部の事まで局長自身が知っておられたのは意外である。見直し政策は間違いなく実施しますと力強く話された。

思い出すのは、城山三郎の小説「官僚たちの夏」である。こうあって欲しいと思うのは私の期待。

■農業委員と推進委員の仕事を明確化する

農業委員は、農業者としての立場での判断、人格素養そのものが仕事になる。

推進委員は、地域の事情通であることは必須だが、知識・技術を求められ、さらに努力も要求される。やってみると思いのほか高度な仕事である。内心こんなはずではなかった思う推進委員もあるだろう。新制度の農業委員会2期目の後半、推進委員業務のさらなる推進を図る方針である。推進委員はスマートフォンは勿論、パソコン、タブレットの扱いにまで強くなければ・・。

農業委員会会長　横粂　鈞　1月20日/記